

## 府中市介護保険施設等監査要綱

### 第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9並びに介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第112条、第113条の2、第114条の規定に基づき、介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求に関して行う検査又は報告等に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### 第2 監査方針

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第6の3に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

### 第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 居宅サービス等

居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援及び第1号事業

#### (2) 指定居宅サービス事業者等

指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

#### (3) 指定地域密着型サービス事業者等

指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

#### (4) 指定居宅介護支援事業者等

指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(5) 指定介護老人福祉施設開設者等

指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者

(6) 介護老人保健施設開設者等

介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設を管理する者又は医師その他の従業者

(7) 指定介護療養型医療施設開設者等

指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者

(8) 介護医療院開設者等

介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者

(9) 指定介護予防サービス事業者等

指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等

指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(11) 指定介護予防支援事業者等

指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(12) 指定事業者等

第1号事業を行う指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(13) 介護給付等

介護給付、予防給付及び第1号事業費

(14) 介護給付等対象サービス

介護給付等に係る居宅サービス等

(15) 介護報酬

介護給付等に係る費用

(16) サービス事業者等

指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等、指定介護予防支援事業者等及び指定事業者等

(17) サービス利用者等

介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者

#### 第4 監査対象の選定基準等

監査は、次に掲げる情報等を踏まえ、指定基準違反等について確認の必要があると認める場合に行うものとする。

##### 1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 広島県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等に寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の3第1項又は府中市行政手続条例（平成14年府中市条例第2号）第34条の3の規定による処分等の求めの申出を受けたとき。

##### 2 実地指導において確認した情報等

法第23条により市が行う実地指導において確認したサービス事業者等についての指定基準違反等

##### 3 法第23条により市が行う実地指導を正当な理由がなく、拒否したとき。

#### 第5 監査の実施主体

監査の実施及びこれに係る庶務は、健康福祉部長寿支援課で行う。

#### 第6 監査の実施方法等

##### 1 報告等

##### (1) サービス事業者等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

##### (2) 県が指定するサービス事業者等への実地検査等

指定権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、介護医療院開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）について実地検査等を行う場合は、広島県健康福祉局地域福祉課（以下「県地域福祉課」という。）及び当該事業者の指導を所管する県厚生環境事務所（以下「県厚生環境事務所」という。）にその旨を通知するとともに、関係情報の提供や県指導機関と合同での実地検査等（以下「合同監査」という。）の実施等必要な措置をとるものとする。

##### (3) 処分等の求めの申出への対応

行政手続法第36条の3第1項又は府中市行政手続条例第34条の3の規定によ

る処分等の求めの申出を受けて実地指導を行うときは、申出者の個人情報漏えいすることがないように万全を期すものとする。

## 2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、期限を定めて、文書によりその旨の通知を行うものとする。

### (2) 報告書の提出

指導機関は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

### (3) 行政指導の中止等の求めの申出への対応

当該サービス事業者等から府中市行政手続条例第34条の2の規定による行政指導の中止等の求めの申出書を受け付けたときは、速やかに次の事項を調査し、当該行政指導が法令の定める要件に適合しないことが判明したときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるものとする。

ア 行政指導の内容

イ 行政指導の根拠となる法律又は条令の規定

ウ 行政指導の必要性

エ 行政指導の手法

オ 行政指導の対象となる事案の事実関係

## 3 行政上の措置

市が指定したサービス事業者等（以下「市指定サービス事業者等」という。）について、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章又は旧法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。また、県指定サービス事業者について指定基準違反が認められた場合は、第9の(2)に基づき、県へ通報しなければならない。

### (1) 勧告

市指定サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、又は第6の2の(2)の規定により文書により報告を求めた場合において、当該サービス事業者等より報告が無い又は十分な改善が認められない場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を県のホームページ等に公表することができる。勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

### (2) 命令

市指定サービス事業者等が正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合において、その旨を市のホームページ等に公表するとともに府中市公告式条例（昭和31年府中市条例第3号。以下「公告式条例」という。）第2条第2項に規定する掲示場に公示するものとし、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

### (3) 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号、第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。この場合において、その旨を速やかに広島県知事に届出を行い、市のホームページ等に公表するとともに、公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に公示するものとする。

## 第7 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

## 第8 経済上の措置

勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、介護給付等の全部又は一部について当該介護給付等に関係する保険者に対し、法第22条第3項又は旧法第22条第3項の規定により返還させるものとする。

## 第9 県との連携

市は県と互いに連携を図り、次に掲げる事項に関し協力を行うことにより、適切な監査の実施に努めるものとする。

- (1) 合同監査を行う必要があると認める場合は、県と協議の上、行うこととする。
- (2) 市が単独で、県指定サービス事業者に対し、監査を行い、基準違反等について確認した場合は、速やかに県地域福祉課及び県厚生環境事務所に報告するものとする。
- (3) その他、適切な監査の実施について県と必要な協力を行う。

## 第10 権限移譲

- 1 権限移譲に関して、移譲事務の適正な遂行のために必要と認める場合は、県に対し、必要な支援を求めることとする。
- 2 県が移譲事務の違反の是正又は改善のための必要な措置を講ずるよう求めてきた場合は、県と協議の上、適切な移譲事務の遂行ができるよう必要な措置をとり、報告することとする。

第11 その他この要綱に定めるもののほか、監査の実施について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。